

要 望 書

宿泊税の導入について

令和6年8月9日

一般社団法人 那須町観光協会

那須町長 平山 幸宏 様

宿泊税の導入に関する要望書

人口減少が進んでいく中、観光を主要産業としている当町において、地域経済を維持していくためには、観光による地域消費額の拡大が必要不可欠であり、国内における競争力を高め、世界に通用する観光地として発展していくことを目指し、多様な関係者が連携し、地域の魅力を高め、戦略的な観光地経営を行っていくための財源確保が必要である。よって、次の事項について要望いたします。

令和6年8月9日

住 所 栃木県那須郡那須町湯本182
法人名 一般社団法人 那須町観光協会 会長 阿久津 千陽
連絡先 0287-76-2619

記

1 宿泊税を導入すること

(1) 納税義務者等

旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

(2) 課税免除

学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他の学校行事

(3) 課税標準

食事その他宿泊に付随する費用を除いた宿泊料金

ただし、明確に区分することができない場合は、割合により算出する。

①朝・昼食付きの場合 各10%減

②夕食付きの場合 20%減

(4) 税率

宿泊税の税率は2%とし、上限額を1,000円とする。

2 宿泊税により確保した財源を次の使途に充てること ※徴税コスト除く

- (1) 観光地の道路整備、交通インフラなどの観光地の環境整備費 2割
- (2) 那須町観光協会（登録DMO）が行う戦略的な観光地経営に対する負担金 8割

3 特別徴収義務者への配慮

- (1) 特別徴収義務者交付金 納期内納入額の5.0%
※導入後2年間は2.5%上乘せ